お知らせ掲示板

★上士幌町役場　☎01564-2-2111（代表）
※お問い合わせ先に記載の電話番号は、役場各課の直通番号です。

募集

公営住宅入居者

【町営住宅（ふれあい団地・14区）】
◆**入居資格**
住宅に困窮していて、所得（月額）が15万8000円を超えず、町が定める基準に該当する方
◆**募集住宅①**
G棟1階・92号【平成9年度建設】
2LDK-S（2人以上の世帯または60歳以上の単身高齢者向け）
◆**家賃**（収入区分による）
月額2万1400円～3万1800円
◆**募集住宅②**
G棟1階・94号【平成9年度建設】
2LDK-S（2人以上の世帯または60歳以上の単身高齢者向け）
◆**家賃**（収入区分による）
月額2万1400円～3万1800円
◆**募集住宅③**
E棟2階・75号【平成8年度建設】
3LDK（2人以上の世帯向け）
◆**家賃**（収入区分による）
月額2万4300円～3万6200円
【特公賃住宅（ふれあい団地・14区・高額所得者向け）】
◆**入居資格**
住宅に困窮していて、所得（月額）が15万8000円以上、48万7000円以下で、町が定める基準に該当する方
◆**募集住宅④**
B棟1階・23号【平成12年度建設】
2LDK-S（2人以上の世帯向け）
◆**家賃**　月額5万2400円
※所得に関わらず一律となります。
◆**募集期間**
いずれの住宅も8月1日(火)～10日(木)
◆**注意事項**（各住宅共通）
◇募集戸数を超えて申し込みがあった場合は、住宅の困窮度をもとに選考となります。
◇入居決定後、入居の前に家賃月額の3か月分の敷金を納入していただきます。
◇利用できる駐車場は各戸1台分のみです。
◇ペットを飼うことはできません。
◇入居者決定後の手続き等がありますので、実際の入居可能時期は8月下旬以降になります。

【その他の住宅】
次の住宅は、申込期間を設けておらず、随時お申し込みを受け付けています。入居要件や住宅の状況など、詳しくはお問い合わせください。
◆**新西団地**（2人以上の世帯向け）
◇41号　家賃月額1万1700円～1万7400円
◆**北団地**（世帯人数・年齢制限なし）
現在、入居可能な空き部屋はありません。
◆**単身者住宅「ノースシティ」**（50歳未満の単身者向け）
◇B棟101号、B棟104号、C棟104号、C棟106号、E棟101号
いずれも家賃月額2万7200円
※お申し込みやお問い合わせは、建設課公営住宅担当（☎2-4297）まで

人も、会社も、もっと元気に！
中小企業退職金共済制度
◆掛金の一部を国が助成
◆掛金は全額非課税。手数料も不要
◆外部積立型なので管理が簡単
◆パートさんの加入もOK
詳しくはホームページへ
中退共　検索
（独）勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234　FAX.03-5955-8211

自衛官等募集のお知らせ

コース	対象年齢	受付期間
航空学生	海上自衛隊は18歳以上23歳未満 航空自衛隊は18歳以上21歳未満（高卒者（見込含）または高専3年次修了者（見込含））	7月1日(土)～9月7日(木)
一般曹候補生	18歳以上33歳未満	7月1日(土)～9月5日(火)
自衛官候補生		

コース		対象年齢	受付期間
防衛大学校学生	推薦	18歳以上21歳未満高卒者（見込含）または高専3年次修了者（見込含）	9月5日(火)～9月8日(金)
	総合選抜		7月1日(土)～10月18日(水)
	一般		7月1日(土)～10月11日(水)
防衛医科大学校医学科学生			7月1日(土)～10月4日(水)
防衛医科大学校看護学科学生			

※試験日や勤務条件等、お問い合わせは、自衛隊帯広募集案内所（帯広市西5条南14丁目13番地　☎・FAX 0155-23-8718）まで

◆帯広募集案内所 Eメールアドレス obihiro.pco.tokachi@rct.gsdf.mod.go.jp
◆自衛隊帯広地方協力本部ホームページ https://www.mod.go.jp/pco/obihiro/

とかち広域消防事務組合消防職員採用試験

令和6年4月1日採用予定の消防職員を募集しています。
試験案内は、とかち広域消防局、管内各消防署、帯広市役所で配布しているほか、とかち広域消防事務組合ホームページにも掲載しています。
◆**試験区分**　高校卒
◆**試験日程**　1次試験（一般教養試験、適正試験）はテストセンター方式およびWEB方式で実施。9月2日(土)～18日(月・祝)までの期間内で、希望日に受験可能。
※その他詳細は、試験案内をご確認ください。
※お問い合わせは、とかち広域消防局総務課人事給与係（☎0155-26-9121）まで

スポーツ

第4回フロアカーリング協会大会

◆**日時**　8月19日(土)　9時から
◆**場所**　スポーツセンター
◆**対象**　小学生以上男女（要協会加入）
◆**申込期限**　8月10日(木)
※お申し込みやお問い合わせは、フロアカーリング協会事務局・堂畑（☎2-4062）またはフロアカーリング協会会長・増田（☎2-2744）まで

第51回町民スポーツ祭ソフトテニス大会

◆**日程**　9月3日(日)　9時～
※雨天時翌週9月10日(日)
◆**場所**　町民テニスコート
◆**対象**　町内在住の中学生以上の男女
◆**内容**　中学生の部、一般の部ともにダブルス戦
※参加チーム数によりリーグ戦かトーナメント戦かを決定。
◆**申込期限**　8月25日(金)
※お申し込みやお問い合わせは、教育委員会生涯学習・スポーツ担当（☎2-3024）まで

第25回熱気球杯パークゴルフ大会

◆**日時**　8月13日(日)　受付8時まで
※雨天決行、雨具各自持参
◆**場所**　航空公園パークゴルフ場
◆**対象**　道内、道外含む一般男女
◆**参加料**　1500円（昼食代込）
※町民の方は申込後に左記に納入。
◇PG協会・高橋（☎2-3887）
◇PG協会・佐藤（☎2-3086）
◆**競技**　36ホールストロークプレイ
◆**表彰**　男子：優勝～20位、女子：優勝～15位、特別賞、ラッキー賞等参加者全員に用意
◆**申込方法**　8月3日(木)までに申込書をたか台公園備え付けの申込受箱へ
◆**主催**　北海道バルーンフェスティバル組織委員会、上士幌町パークゴルフ協会

催し

令和5年度上士幌町防災訓練

町では左記の日程で防災訓練を実施します。どなたでも気軽に参加できますので、学んで体験できる防災訓練にぜひお越しください。
◆**日時**　8月28日(月)　10時～12時
◆**場所**　上士幌消防団訓練場（こども園北側）
◆**内容**　消防団員等による「消火器の取扱い」、「天ぷら油火災消火」、「心臓マッサージ」、「AEDの取扱い」について学び体験ください。
また、「対抗バケツリレー」で協力・団結して楽しみましょう。
◇詳細は、後日配布する周知チラシ等をご確認ください。
※お問い合わせは、総務課防災担当（☎2-2111）まで

上士幌ゴルフ場イベントのお知らせ

上士幌ゴルフ場では、さまざまな体験ができる「親子で芝生エンジョイDAY」を開催します。この機会にぜひゴルフ場にお越しください。
◆**日時**　8月5日(土)　13時～15時30分
◆**場所**　上士幌ゴルフ場
◆**内容**
①乗用カート散策体験
②練習場体験
③パター体験
④スナッグゴルフ体験
⑤ゴルフ場周辺散策
⑥その他簡単な遊具を用意
◆**参加費**　無料
※カート体験等、一部事前予約が必要
※お問い合わせは、上士幌町ゴルフ場（☎2-4000）まで

十勝川治水100年記念写真展示

治水とは、水害を防ぐことをいいます。
大正12年に十勝川における本格的な治水事業が始まってから令和5年で100周年を迎えました。このことを記念して、治水100年の歴史をたどる写真リレーが十勝管内19市町村および十勝総合振興局で開催されます。
◆**上士幌町での開催日程**
◇**日時**　7月31日(月)～8月6日(日)
◇**場所**　生涯学習センターわっかプロムナード

お知らせ・啓発

※お問い合わせは、国土交通省北海道開発局帯広開発建設部（☎０１５５-２４-４１０５）まで
※十勝川治水１００周年ホームページ
https://www.hkd.mlit.go.jp/ob/tisui/inr9av0000007kyt.html

高齢者等福祉バスの停留所増設について

居辺線・萩ケ岡線・上音更線において、停留所「スポーツセンター」を増設しました。

居辺線・萩ケ岡線・上音更線はデマンド運行となっており、タブレット端末にて事前予約をすることにより乗車できます。農村地区にお住まいの65歳以上の高齢者・障がいのある方等でご利用希望の方はお気軽にお問い合わせください。

※高齢者等福祉バスのお問い合わせは、保健福祉課福祉担当（☎２-４２９６）まで

最終処分場拡張工事のお知らせ

北十勝２町環境衛生処理組合では、現在、最終処分場（ごみ埋立地）の拡張工事を行なっています。

工事期間中は、大型車両が出入りすることや重機が稼働することになることから、警備員を配置し安全対策を講じておりますが、搬入される町民の皆さまにおかれましても、事故等のないよう必ず係員の指示に従い十分注意して搬入して下さいますようご協力お願いいたします。

なお、受入れの曜日や時間等ごみの搬入方法につきましては、これまでどおり変更はありません。

◆**工事予定期間**　7月～10月

※お問い合わせは、北十勝２町環境衛生処理組合（☎２-４０５５）まで

人権擁護委員の活動のお知らせ

【人権擁護委員の発令】

人権擁護委員として、荒井登喜子さんが7月1日付で委嘱されました。

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

【啓発活動実施します】

8月11日（金・祝）10時から道の駅かみしほろにおいて、人権擁護啓発活動として啓発品の配布を実施します。ぜひお立ち寄りください。

※啓発品がなくなり次第、終了となります。

※お問い合わせは、町民課総合窓口担当（☎２-４２９４）まで

ヘリコプターによる地熱調査のお知らせ

国による全国的な地熱資源調査として、ヘリコプターを用いた調査を実施します。ヘリコプターは地上からの高さ約１５０ｍを飛行し、調査範囲では時速70㎞で飛行します（原則、同じ場所の飛行は１回のみ）。悪天や強風で安全を確保できない場合は飛行を中止します。

なお、ヘリコプターは測定機材を吊り下げて飛行し、機材の地上からの高さは約１００ｍとなりますが、市街地上空の飛行は回避します。

調査期間中、皆さまにはご迷惑をおかけしますが、安全に十分注意して作業を行いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

◆**調査目的**　全国的な地熱資源評価のための基礎データの収集

◆**調査予定区域**　勢多、清水谷、ぬかびら源泉郷の一部

◆**飛行期間**　8月から10月

※好天時のみ飛行します。

◆**時間帯**　6時30分から17時30分

※夜間は飛行しません。

※お問い合わせは、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構（☎03-6758-8001）まで

8月は「北方領土返還要求運動強化月間」

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島からなる北方四島の早期返還の実現は、国民の永年にわたる悲願であります。

8月は、国の「北方領土返還運動全国強調月間」、北海道の「北方領土返還要求運動強調月間」であり、全国各地で重点的に返還要求運動が実施されます。

北方領土問題を解決して平和条約を締結するという政府の方針を支え、後押しとなるように一人ひとりが取り組むことが大切です。

返還要求運動への皆さまのご理解ご協力をお願いします。

※お問い合わせは、千島歯舞諸島居住者連盟十勝支部（☎０８０-１８８６-９６２２）まで

マイナンバーカード手続き休止のお知らせ

機器メンテナンスのため、左記の期間において町民課総合窓口でのマイナンバーカードを使用した手続きを休止いたします。

ご不便をおかけしますがご理解のほどお願いいたします。

◆**メンテナンス日程**

8月1日㈫～3日㈭　終日

※お問い合わせは、町民課総合窓口・戸籍年金担当（☎２-４２９４）まで

第２回　上士幌町　みんなでチャレンジ！ノースクリーンデー

～アンケート結果のご報告～

メディアに触れる時間を減らし、家族団らんの時間を過ごしていただくことを目的として、「上士幌町、みんなでチャレンジ！ノースクリーンデー」を実施しています。今年度は、６月１日（木）に第２回を実施しました。翌日２日（金）から16日（金）までの間、こども園から中学校までの保護者を対象に、ノースクリーンデーに関するアンケート調査を実施しました。その結果の概要は次のとおりです。

ノースクリーンデーを意識して過ごすことができましたか。

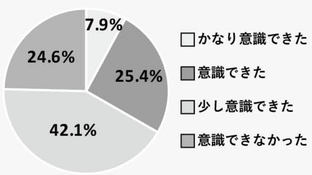

ノースクリーンデーの取組を行うことができましたか。

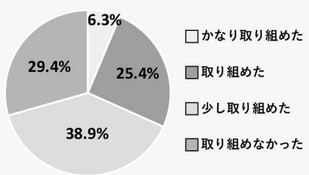

ノースクリーンデーは有意義でしたか。

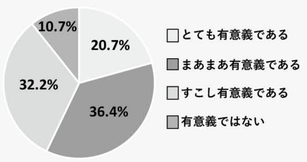

ノースクリーンデーの日でも、学校の授業や、お仕事でのタブレットやパソコンは通常通り使用可としています。

ノースクリーンデーの日は、学習・仕事以外でのメディアに触れる時間を減らし、家族と過ごす時間を大切にしていただければ幸いです。

次回は、11月１日（水）、２月１日（木）に実施いたします。皆さんもぜひお取り組みください。

▲アンケートの詳細は、上記QRをチェック！

※お問い合わせは、教育委員会生涯学習課（☎２-３０２４）まで

♥国民健康保険に加入されている方へ

新しい保険証を郵送しました

有効期限を更新した新しい保険証を簡易書留で郵送しています。住所・氏名等をご確認いただき、お使いください。なお、まだお手元に届いていない場合はご連絡ください。

➢ 新しい保険証の有効期限は令和６年７月31日となります。

◆令和６年７月31日までに75歳になる方の保険証は、有効期限が誕生日の前日となっています。誕生日が近づきましたら、『後期高齢者医療制度加入の案内』をお届けします。

◆令和６年７月31日までに70歳になる方の保険証は、有効期限が誕生日の月末となっています。有効期限が近づきましたら、『国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証の案内』をお届けします。

◆有効期限が切れた保険証は細かく裁断するなどしてご家庭で処分してください。

◆外国人の方の有効期限は在留期限まで※となっています。在留期間の延長更新をした場合は、保険証の有効期限も延長になり、保険証を郵送します。

※ 在留期限が令和６年８月1日以降の方は、保険証の有効期限は令和６年７月末となります。

職場の健康保険に加入・脱退したときは、必ず届出を！

新たに健康保険に加入または脱退したときは、原則14日以内に届け出をしてください。届け出がないと、国保ではないのに国保税がかかったり、また、かかった医療費（国保負担分）を返還していただくこともあります。

【届出に必要なもの】

●国保喪失の場合 ～ 職場の健康保険証または加入証明書、国保の保険証

●国保取得の場合 ～ 職場の健康保険脱退証明書

※お問い合わせは、保健福祉課国保医療担当（☎2-4295）まで

♥後期高齢者医療に加入されている方へ

７月に保険料額決定通知書を発送しました

■保険料の計算方法（令和５年度）

均等割		所得割		1年間の保険料
【１人当たりの額】 51,892円	＋	【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和４年中の所得－最大43万円)×10.98%	＝	【限度額66万円】 （100円未満切り捨て）

●１年間の保険料の上限額は、66万円になります。
●年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

■保険料の軽減

①均等割の軽減（年額）（右表参照）
●軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。
●被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
●昭和33年１月１日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

②被用者保険の被扶養者だった方の軽減
●この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から２年を経過していない期間のみ均等割が５割軽減となります（51,892円→ 25,946円）。
※被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

対象者の所得用件（世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額）	均等割の軽減割合（令和５年度）
43万円＋10万円×（給与所得者等の数－１）	７割
43万円＋（29万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－１）	５割
43万円＋（53.5万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－１）	２割

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
・給与等の収入金額が55万円を超える方。
・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円(65歳以上)を超える方。

■保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、国保医療担当（☎２－４２９５）へご相談ください。
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。

保険証（被保険者証）が新しくなります（橙色➡黄色）

現在ご使用の橙色の保険証の有効期限が令和５年７月31日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。
７月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、黄色の保険証をご使用ください。

新しい保険証は“黄色”です

減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）
限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（水色➡黄緑色）

現在ご使用の水色の減額認定証および限度証の有効期限が令和５年７月31日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、７月中に減額認定証および限度証を交付しますので、８月１日からは黄緑色の減額認定証をご使用ください。新たに必要となる方は、次の交付要件に該当することをご確認のうえ、保健福祉課国保医療担当へ申請してください。
※有効期間は1年間です。

●減額認定証の交付対象 … 次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分	要件
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が０円の方（公的年金控除は80万円を適用、給与所得がある場合、その金額から10万円を控除） ・老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証および限度証は“黄緑色”です

●限度証の交付対象 … 次の３区分のうち、現役並みⅠまたは現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない３割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方

※お問い合わせは、保健福祉課国保医療担当（☎2-4295）まで

国民年金インフォメーション

妊婦さんにお知らせ

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

国民年金第１号被保険者が出産する際、産前産後の国民年金保険料が免除される制度があります。
産前産後の免除期間中、保険料は納付したものとして扱われ、将来の老齢基礎年金受給額は減額されません。

【対象となる方】
国民年金第１号被保険者で出産日が平成31年２月１日以降の方
※国民年金第１号被保険者とは、日本国内在住の20歳以上60歳未満の自営業者（農業を含む）・学生および無職の方とその配偶者（厚生年金や共済組合に加入しておらず、第３号被保険者でない方）のこと

【免除期間】
出産予定日または出産が属する月の前月から４か月間（多胎妊婦の場合は、出産予定日または出産が属する月の３か月前から６か月間）
※出産とは、妊娠85日（４か月）以上の出産で、死産・流産・早産された方を含む

【申請方法】
出産予定日の６か月前から、出産後の申請も可能です。役場窓口でお手続きできます。
※出産前の申請時には母子手帳（出産予定日が確認できる書類）をご持参ください。
※出産後の申請時には、状況に応じて必要な書類が異なります。下記にお問合わせください。

【問い合わせ先】
帯広年金事務所国民年金課　0155-25-8113
町民課年金担当　2-4294

リーフレットはこちら▶

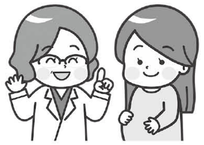

♣屋外での火の取り扱いにご注意ください

これからの季節はバーベキューや花火など野外で火を使用する機会が増えてくると思います。特に花火による事故は夏休み期間に集中し、10歳未満の子どもによる事故が圧倒的に多くなっています。
悲しい事故が起こらないよう火を使用する際は以下のことに注意し、安全に楽しく夏休みを過ごしましょう。

・火を使用する前に消火器や水バケツを用意し最後に完全消火する。
・子どもだけでは火を扱わず必ず大人が付き添う。
・火元を離れない。離れる場合は消火してから離れる。
・強風や空気の乾燥しているときは火を使用しない。
・火の近くに燃えやすいものを置かない、広い場所で行う。
・火が燃え広がってしまったら119番通報する。

♥上士幌消防署Facebook
▶詳細はこちら

火の用心

【本年の出動状況】　６月30日現在の出動件数
◆火災出動　　4件（うち６月 1件）
◆救急出動 150件（うち６月34件）
※お問い合わせは、上士幌消防署予防係（☎2-2519）まで